



「認定基準」の解説

対応基準：日本技術者教育認定基準
(建築系学士修士課程 2019 年度～)
適用年度：2026 年度

日本技術者教育認定機構

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 4 階
TEL: 03-5439-5031 FAX: 03-5439-5033
E-mail: accreditation@jabee.org
URL: <https://jabee.org/>

「認定基準」の解説

建築系学士修士課程 2019 年度～

2026 年度適用

本文書では、日本技術者教育認定基準における建築系学士修士課程の認定種別について解説している。日本技術者教育認定基準は共通基準と個別基準から構成されているが、本文書では上記の共通基準と個別基準の中の建築系学士修士課程の認定種別に関する基準を合わせた形で解説を行っている。なお、斜体表記されている文は他の文書からの転記である。

【認定の目的】

JABEE の「技術者教育認定に関わる基本的枠組」（以下「枠組」という）3.1 節において、技術者教育プログラムの審査、認定および公表の目的として、以下の四つの項目が掲げられている。

- (1) 技術者教育の質を保証する。すなわち、技術者教育プログラムのうち、本機構が認定したものを公表することによって、そのプログラムの修了生（以下「修了生」という。）がそこで定めた学習・教育到達目標の達成者であることを社会に知らせる。
- (2) 優れた教育方法の導入を促進し、技術者教育を継続的に発展させる。
- (3) 技術者教育の評価方法を発展させるとともに、技術者教育評価に関する専門家を育成する。
- (4) 教育活動に対する組織の責任と教員個人の役割を明確にするとともに、教員の教育に対する貢献の評価を推進する。

上記の項目(1)に基づき、認定をつうじて JABEE はプログラムの技術者教育としての質を保証する（個々の修了生または履修生の知識・能力を直接評価・保証するのはプログラムであり、JABEE ではないことに留意する）。一方で、JABEE が定めた認定基準を一部満たしていないプログラムでも、認定基準以外の観点で技術者教育上優れた点が認められ、かつ、質保証が実現されているかもしれない。したがって、JABEE による認定・不認定によってプログラムの優劣を示したり、認定されたプログラム間での優劣を示すものではないことに関係者全員が留意し、互いに敬意を払って審査・認定にあたるべきである。

【認定基準の基本方針】

「枠組」4.1 節にて、審査、認定および公表にあたっての基本方針として、以下の六つの項目が掲げられている。

- (1) 認定は、プログラムが認定基準を満足しているか否かについて、審査によって確認し、判定することによって行う。

- (2) 審査・認定にあたっては、特に次の(a)～(d)を重視する。
- (a) プログラムが保証する修了生の知識・能力等としての適切な学習・教育到達目標が社会の要請する水準以上で設定されているか。
 - (b) プログラムは、学則、シラバス、パンフレット等で公表している内容に照らして適切に実施されているか。ただし、記載との厳格な一致を求めるものではない。
 - (c) プログラムの修了生全員が設定したすべての学習・教育到達目標を達成しているか。
 - (d) プログラムに係る継続的改善システムが機能しているか。
- (3) プログラムの独自性を尊重する。
- (4) プログラム運営組織の教育の改善を支援する。
- (5) 他の第三者機関等で十分審査されていると判断した審査項目に関しては、その資料を利用する。
- (6) 審査・認定は公正に行い、かつ、関係者は機密保持に努める。

上記の項目(1)に基づき、認定基準に基づいて定められた審査項目に対するプログラムの適合の度合いを審査によって判定する。また、項目(2)に基づき、プログラムには、育成しようとする自立した技術者像を定め、それを実現するためにプログラム修了時点での修了生に保証する具体的な学習・教育の成果、すなわち、修了生が修了時に身につけている知識や能力などを「学習・教育到達目標」として定め、それを履修生に達成させるための教育活動を実施することが求められる。したがって、カリキュラムは履修生が学習・教育到達目標を達成できるように体系的に設計されていることが必要であり、履修生を含むプログラム関係者は日頃から学習・教育到達目標を意識していることが重要となる。また、学生は、標準で6年間の修学期間における学習・教育をとおして目標を達成するので、入学から修了までの期間、学習・教育到達目標を常に意識し続ける必要がある。さらに、プログラムが定める学習・教育到達目標は、社会との契約という側面もあるため、社会に対して広く公開されていることも重要である。以上のようなプログラムの性格に鑑み、プログラムには、継続的改善に努めつつも持続性に配慮した運営を行うことが求められる。

審査は、プログラムに関する自己点検書による調査と実地での調査を原則とする[「認定・審査の手順と方法」(以下「手順と方法」という) 2.3 節参照]。上記の項目(4)～項目(6)に基づき、自己点検書による調査を入念に行う。これにより、自己点検書による調査だけでは確認できない事項(特に、学習・教育到達目標の達成を含む学習成果の実態など)を実地での調査における重点とすることができる。このため、プログラム運営組織の関係者には、認定基準に対する適合の度合いを第三者が十分に理解できるための根拠と説明を自己点検書に最大限盛り込むこと、および、自己点検書に含めることができない根拠等の点検に重点を置く実地での調査に誠意を持ってあたることが求められる。一方、審査関係者には、自己点検書の内容について敬意を払って調査し、かつ、自己点検書の調査結果に基づいて実地にて必

要なことを調査し、適合の度合いを公正に判断することが求められる。特に、項目(3)および項目(4)に基づき、審査関係者は審査がプログラムの独自性を尊重し、かつ、プログラム運営組織の教育の改善を支援するものとなるように、最大限留意する。

【点検・審査の判定(SWD)の段階】

認定基準に対する適合の度合いは、以下の3段階にて判定される（「認定・審査の手順と方法」2.3節）。

- (1) 満足（プログラム点検書（最終面談時／実地審査後）・審査報告書では、略号「S」で表わす。）

当該点検項目または点検大項目が認定基準に適合している。

- (2) 弱点（プログラム点検書（最終面談時／実地審査後）・審査報告書では、略号「W」で表わす。）

当該点検項目または点検大項目が認定基準にほぼ適合しているが、その適合の度合いを強化するために迅速な対処を必要とする。プログラムが実施している継続的改善を一段と強化・加速することが要求される。

- (3) 欠陥（プログラム点検書（最終面談時／実地審査後）・審査報告書では、略号「D」で表わす。）

当該点検項目または点検大項目が認定基準に適合していない。点検大項目に「欠陥」が含まれる場合は、プログラムは認定基準を満たしていないと判定される。

上記 SWD 判定は、各審査項目に関連する認定基準の意図するところを十分に酌んだうえで、厳正に行わなければならない。認定基準全体をつうじての SWD 判定の目安は、以下のとおりである。

S 判定の目安

認定基準の該当項目に記されている要求事項を適正に実施しており、審査年度を含み今後6年間程度継続的に実施・改善するための仕組みが整っている。

記載の要求事項のすべてに対し適合することを示す根拠が自己点検書または実地で確認でき、総合的に判断して認定基準への適合が認められる。この中には認定基準への適合の度合いを強化することに対して、プログラムの継続的改善が進行中のものも含む。

W 判定の目安

認定基準の該当項目に記されている要求事項を実施しているが、

- 一部不足している
- 一部誤っている
- 一部の根拠が提示されていないか不明瞭である
- 組織ではなく個人の努力で支えている

などの弱点がある、もしくは、審査年度を含み今後6年間継続して適切に実施するため

の仕組みが整っていない。

基準項目ごとに記載されている要求事項のいずれかに弱点が認められ、改善のための対処が必要であり、迅速な対応が求められると判断される。このため、6年間を待たずに中間審査により認定基準への適合の度合いを調査する必要がある。ただし、この対処をプログラムの継続的改善に任せられると判断される場合には、Sの判定となる。

D 判定の目安

認定基準の該当項目に記載されている要求事項について

- 実施していないか、著しく不足している
- 実施に重大な誤りがある
- 実施している根拠が提示されていない

などの欠陥がある。

基準項目ごとに記載されている要求事項のいずれかに欠陥のあることが自己点検書または実地で確認される、もしくは、SまたはWと判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれの調査においても確認できない。

【共通基準、個別基準（必須事項）および個別基準（勘案事項）の位置付け】

認定基準は「共通基準」と共通基準の一部に補足事項を定める「個別基準」から成り、審査における適合の度合いの判定については個別基準を加味した共通基準について行う。また、個別基準は「審査の直接対象とするもの」と「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」から成る（「枠組」2.1節）。「個別基準」のうち「審査の直接対象とするもの」を「個別基準（必須事項）」といい、「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」を「個別基準（勘案事項）」という。個別基準（必須事項）を含む共通基準は認定基準における審査項目となるため、プログラム運営組織の関係者はこれらへの適合の度合いを自己点検書に記載しなければならず、審査関係者はその記載をもとに、必要に応じて実地にて調査し、判定する。一方、個別基準（勘案事項）は審査項目そのものではないため、審査関係者は個別基準（勘案事項）への適合の度合いを直接調査したり、判定したりしない。しかし、プログラム運営組織の関係者は、個別基準（勘案事項）が関係する共通基準に対応する自己点検書の箇所において、プログラムへどのように勘案しているかについて説明することが求められる。

なお、一つの分野に関連して、複数の認定種別が存在する場合（例えば、エンジニアリング系学士課程の建築学・建築工学及び関連のエンジニアリング分野と建築系学士修士課程の建築設計・計画系分野）には、双方の基準の関係において勘案すべき内容や水準の定められている場合があるため、それらの点にも留意のうえで定められた基準を考慮する必要がある。

【基準項目の解説】

【共通基準】

前文

この共通基準は、高等教育機関において技術者教育を適切に設定・実施・評価・改善しているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、以下に示す基準 1～4 をすべて満たしていることを、根拠となる資料を用いる等により合理的に説明しなければならない。

- ・ 技術者とは「枠組」2.2 節(1)にて以下のとおり定義されている。

「技術者」とは技術業に携わる専門職業人をいう。技術業とは、数理科学、自然科学および人工科学等の知識を駆使し、社会や環境に対する影響を予見しながら資源と自然力を経済的に活用し、人類の利益と安全に貢献するハードウェア・ソフトウェアの人工物やシステムを設計・製造・運用・維持ならびにこれらに関する研究を行う専門職業である。ここで、専門職業とは、社会が必要としている特定の業務に関して、高度な知識と実務経験に基づいて専門的なサービスを提供するとともに、独自の倫理規程に基づいた自律機能を備えている職業であり、単なる職業とは区別される。なお、「技術者」には、技術業に従事する研究者も含まれている。

※「技術者」はワシントン協定等の国際協定における“engineer”、“computing and IT-related professional”および“architect”を包含している。

上記の広義の定義に基づき、本認定種別においては「技術者」とは、建築設計者および建築関連技術者の総称とする。

- ・ プログラムとは「枠組」2.2 節(2)にて以下のとおり定義されている。また、認定の対象となるプログラムは「手順と方法」2.1.1 項のいずれかに該当しなければならない。

「プログラム」とは高等教育機関における学科、コース、専修等におけるカリキュラムだけではなく、「育成すべき人材像」のもとに設定された「学習・教育到達目標」を修了生全員が到達するように、修了資格の評価・判定を含めた入学から卒業までのすべての教育プロセスと教育環境を含むものであり、学科やコース等の総称を指す。また、「プログラム」は“educational program”に対応する。

- ・ 「合理的な説明」とは、的確な根拠に基づき当該基準への適合の度合いを自己点検した結果を記載した自己点検書による説明を軸とし、自己点検書だけでは確認できない事項に関する実地での説明等を意味している。

基準1 学習・教育到達目標の設定と公開

1.1 自立した技術者像の設定と公開・周知

プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、資源、及び修了生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。

- ・ 「育成しようとする自立した技術者像」は、高等教育機関の教育目的等に基づいて設定される、プログラムの修了生が社会で活動する際の専門職業人（技術者）としての主たるあり方である。また、「育成する人材像」は“educational objectives”を意味し、プログラム修了時点での到達を意図しない（「枠組」2.2節(5)参照）。
- ・ プログラムによる学習・教育の前提となる「育成しようとする自立した技術者像」の公開と周知が適切になされているかどうかを本基準項目では点検する。例えば、技術者像の公開の開始時期や方法、教員や学生（プログラムに加わるかどうかを検討中の学生やプログラムが所属する高等教育機関への入学を検討する者）への周知の開始時期や方法などについての事実をもとに、公開・周知の適切性を自己点検することが求められる。
- ・ 技術者像は、プログラム修了時点での姿ではなく、社会に進出してしばらくの期間が経過した後の姿であることから、その厳密な定義や達成の度合いを本基準項目では求めている。一方、技術者像が定められていない場合や、定められていても「自立した技術者像」として不適切である場合には、本基準項目への適合は認められない。このうち、自立した技術者像として不適切な事例には、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮していない場合や、プログラムの伝統と資源や修了生の活躍が想定される分野などを考慮していない場合が含まれる。なお、社会の要求や学生の要望については必ずしも技術者像に取り込む必要はなく、技術者像を定める際に配慮することを求めている。
- ・ 学士課程と修士課程の各々で定められる「育成しようとする自立した技術者像」については、それぞれの課程の修了生が社会で活動する際の技術者像の異同についても配慮することが求められる。
- ・ 認定基準でいう「公開」とは、『学内外にかかわらずに、当該情報を閲覧できる状況が維持されていること』である。この意味で、学内のみへの情報の開示は「公開」とは言わない。また、公開の程度や容易性は、適合の度合いを判定する際の材料となる。
- ・ 認定基準でいう「周知」とは、『対象者に広く知らせること』である。知られているかどうかの点検の有無やその点検結果は、適合の度合いを判定する際の材料となる。
- ・ 本基準項目でいう「プログラムに関わる学生」とは、履修生の他に、プログラムへの所属を検討している者を含む。なお、合理的な範囲内であれば、周知の程度が対象によって同一でなくても構わない。

- ・ 本基準項目に対する自己点検書では、審査年度に最終学年である履修生の入学前または入学時点以降にプログラムが公開したすべての自立した技術者像の説明と公開および周知方法、周知の確認状況、および技術者像策定の手続きの概要が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されていることが期待される。
- ・ **SWD 判定の目安**
S 判定：以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。
 - 自立した技術者像の設定と公開・周知が適切になされている。
 - 技術者像の策定に求められる配慮・考慮が適切になされている。
 - 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。**W 判定：**自立した技術者像が定められており、かつ、以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される。
 - 自立した技術者像の設定と公開・周知が一部不足しており、迅速な対処が必要である。
 - 技術者像の策定に求められる配慮・考慮が一部不足しており、迅速な対処が必要である。
 - 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。**D 判定：**以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、S または W と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。
 - 自立した技術者像が定められていない。
 - 自立した技術者像の公開・周知がなされていないか、著しく不足している。
 - 技術者像の策定に求められる配慮・考慮がまったくなされていないか、著しく不足している（社会通念上の「技術者像」と大きく異なっている場合を含む）。

基準1 学習・教育到達目標の設定と公開

1.2 学習・教育到達目標の設定と公開・周知

プログラムは、プログラム修了生全員がプログラム修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この学習・教育到達目標は、自立した技術者像(認定基準 1.1)への標(しるべ)となっており、下記の知識・能力観点(a)～(i)を水準を含めて具体化したものを含み、かつ、これら知識・能力観点に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解
- (c) 数学、自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを応用する能力
- (d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
- (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
- (g) 自主的、継続的に学習する能力
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (i) チームで仕事をするための能力

- ・ 「学習・教育到達目標」とは、プログラムの修了生が確実に身につけておくべき知識・能力である。また、「学習・教育到達目標」は“educational outcomes”を意味し、修了生全員が到達すべきものである(「枠組」2.2節(4)参照)。
- ・ 知識・能力観点(a)～(i)は、プログラム運営組織やその上位にあたる高等教育機関が定める学習・教育到達目標に必ず含まれるべき知識・能力であり、一部でも欠けていれば本基準項目に適合しない。一方、(a)～(i)に含まれない知識・能力を学習・教育到達目標に含めることは、プログラムの自由である。
- ・ 知識・能力観点(a)～(i)は水準を含んでおらず、かつ、具体的とはいえない汎用的な内容である。プログラムは、自身が定めた自立した技術者像と整合するように、認定の種別や分野に応じて定められている個別基準(勘案事項)、および、国内外で策定されている様々な指標等も必要に応じて参考にし、当該分野にかかわる第三者にも理解可能な程度に(水準を含めて)具体化した知識・能力を、学習・教育到達目標に含めることが求められる。
- ・ 項目1.1にて求めている「自立した技術者像」とは異なり、学習・教育到達目標はプログラム修了時点で修了生全員が到達すべき目標である。このため、学習・教育到達目標が第三者から見て曖昧な水準や内容である場合には、プログラムが保証する教育の質の水準が不明瞭となり、社会への説明責任を果たせないことに留意する必要がある。
- ・ 学士課程と修士課程の各々で定められる「学習・教育到達目標」については、それぞれ

の課程の修了生全員が到達すべき目標として適切な水準や内容であることに配慮することが求められる。

- ・ JABEE は、学習・教育到達目標としての適切な水準とは何かを具体的に例示することを控えている。これは、学習・教育到達目標が、項目 1.1 で求めている「自立した技術者像」への標（しるべ）となるように、プログラム修了時に修了生全員が備えるべき内容と水準であることを説明する責任がプログラム運営組織にある、と考えるからである。学習・教育到達目標の設計に際し、その内容と水準の適切性の検討材料として、日本学術会議による分野別参照基準
- ・ (<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/daigakuhosyo/daigakuhosyo.html>)、国内外の学協会によるコア・カリキュラム、当該分野に関連する技術者資格試験や一級建築士試験の知識・技能項目、UNESCO-UIA 建築教育憲章に定める教育目標などの、当該分野で指標となる国内外の成果物を参考にすることは有用である。
- ・ プログラムは設定した水準や範囲での学習・教育到達目標を修了生全員が達成できるように、それに応じた水準や幅広い範囲での技術者教育を提供する責務があることに留意する必要がある。もちろん、一部の修了生が学習・教育到達目標の掲げる知識と能力について、期待以上の水準や幅広さを備えていることは当然である。
- ・ プログラムが「学位授与の方針」を定めている場合には、学習・教育到達目標は修士号授与の方針そのものでも良いし、または、修士号授与の方針を具体化・詳細化したものでも良い。なお、修士号授与の方針を学習・教育到達目標として位置付けている場合には、プログラムではなく所属する高等教育機関が学習・教育到達目標を公開するもので構わない。
- ・ 学習・教育到達目標には資格試験等の合格や目標点数（特に、当該の高等教育機関以外が認定するもの）を盛り込むべきではない。特定の資格試験等の合格や目標点数を学習・教育到達目標に盛り込むと、それ以外の方法で知識・能力の到達を確認できなくなり、教育の自主性や工夫が損われる懸念がある。
- ・ (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
この項目は、人類による地球環境の保全と利用や消費と再生が互いに均衡を保ち、人と自然の共存を実現する持続可能な社会の構築を担い、国際社会で活躍できる自立した人材に必要な教養と思考力を示している。プログラムには、個別基準に定める次の内容も参考にして、具体的な学習・教育到達目標を設定していることが求められる。
 - 人類のさまざまな文化、社会および自然に関する知識
 - それに基づいて、適切に行動する能力
- ・ (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解
この項目は、技術者倫理、すなわち、脱炭素化を含む持続可能な社会の構築に向けて、

技術と自然や社会などとの係わり合いへの理解および技術者の社会的な貢献と責任への理解を示している。また、社会における多様性と包摂性への理解や包摂的な倫理観を受け入れることの必要性についての意識(気づき)を含んでいる。ここでいう理解とは、知識の修得だけではなく、どう行動すべきかを正しく認識していることを意味するが、そのような場面に遭遇した場合に必ずそのような行動をとるか否かは含まない。自立した技術者として必要な責任ある判断と社会貢献を含む行動の準備をさせることが重要であり、多くの機会を捉えて学生に自ら考えさせることによって得られる実践的な倫理についての理解が求められる。

個別基準に定める次の内容も参考にして、具体的な学習・教育到達目標の設定されていることが求められる。

- 当該分野の技術が公共の福祉に与える影響の理解
- 当該分野の技術が、環境保全と社会の持続ある発展にどのように関与するかの理解
- 技術者が持つべき倫理の理解
- 上記の理解に基づいて行動する能力

・ (c) 数学、自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを応用する能力

この項目は、数学、物理学・化学・生物学・地学などの自然科学、および情報技術について、その知識にとどまらず実際に応用できる力を示している。ここでいう情報技術とは、数学や自然科学と並び、当該分野の専門的な知識や応用能力の基盤となるものであり、どの分野でも求められるいわゆる IT(Information Technology) や ICT(Information and Communication Technology)の基盤的なものを意味する。

これらを踏まえ、個別基準に定める次の内容も参考にして、具体的な学習・教育到達目標の設定されていることが求められる。

- 当該分野に必要な数学、自然科学および情報技術に関する知識
- 上記の知識を組み合わせることも含めた応用能力

・ (d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力

この項目は、専門分野に求められる知識の修得と同知識の応用力を示している。個別基準で該当する分野の分野別要件が定められている場合には、その意図することを含む学習・教育到達目標の設定されていることが求められる。また、問題設定能力、問題発見能力、創造性なども加えることが望まれる。

これらを踏まえ、個別基準に定める次の内容も参考にして、具体的な学習・教育到達目標の設定されていることが求められる。

- 当該分野において必要とされる専門的知識
- 上記の知識を組み合わせることも含めた応用能力
- 当該分野において必要とされるハードウェア・ソフトウェアを利用する能力

なお、エンジニアリング系学士課程の建築学・建築工学及び関連エンジニアリング分野、ならびに建築系学士修士課程においては、国際的相互認証への同等性をより明確にするために、UNESCO-UIA建築教育憲章が求める16項目の要件をそのまま分野別要件とするように設定されている。ただし、建築系学士修士課程においてはエンジニアリング系学士課程よりも、一段高い整合性が求められるので留意されたい。

- ・ (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
ここでいう「デザイン」とは、「建築デザイン(architectural design)」、「都市デザイン(urban design)」、および「エンジニアリング・デザイン(engineering design)」を指す。すなわち、「デザイン」とは単なる設計図面制作ではなく、「必ずしも解が一つではない課題に対して、種々の学問・技術を利用し、実現可能な解を見つけ出していくこと」であり、そのために必要な能力が「デザイン能力」である。デザイン教育は技術者教育を特徴づける最も重要なものであり、対象とする課題はハードウェアでもソフトウェア(システムを含む)でも構わない。今後は、脱炭素化を含む持続可能な社会の構築に配慮できる能力がデザインに求められることに留意する必要がある。

実際のデザインにおいては、構想力／課題設定力／種々の学問や技術の総合応用能力／創造力／公衆の健康・安全、文化、経済、環境、倫理などの観点から問題点を認識する能力およびこれらの問題点等から生じる制約条件下で解を見出す能力／結果を検証する能力／構想したものをスケッチ、図、文章、式、プログラム、図面、模型などで表現する能力／コミュニケーション能力／チームワーク力／継続的に計画し実施する能力等を総合的に発揮することが要求されるが、このようなデザインのための能力は内容・程度の範囲が広い。

このことを踏まえ、この項目(e)では、社会の要求等や、分野別要件が定められている場合には、その意図するところを考慮し、個別基準に定める次の内容も参考にして適切な学習・教育到達目標を具体的に設定することが求められる。

- 解決すべき問題を認識する能力
 - 公共の福祉、環境保全、経済性などの考慮すべき制約条件を特定する能力
 - 解決すべき課題を論理的に特定、整理、分析する能力
 - 課題の解決に必要な、数学、自然科学、該当する分野の科学技術に関する系統的知識を適用し、種々の制約条件を考慮して解決に向けた具体的な方針を立案する能力
 - 立案した方針に従って、実際に問題を解決する能力
- ・ (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力

この項目は、広い意味での効果的かつ包摂的なコミュニケーション能力を示している。これらのうち、外国語によるコミュニケーション能力とは、通常、英語によるコミュニケーション能力であるが、必ずしも英語でなくてもよい。また、流暢な会話を要求し

ているものではない。少なくともプログラム修了後のある程度の訓練により、技術的な内容についてのコミュニケーションができればよい。

これらを踏まえ、個別基準に定める次の内容も参考にして、具体的な学習・教育到達目標の設定されていることが求められる。

- 情報や意見を他者に伝える能力
- 他者の発信した情報や意見を理解する能力
- 英語等の外国語を用いて、情報や意見をやり取りするための能力

・ (g) 自主的、継続的に学習する能力

グローバル化した変化の速い情報社会では、新たな知識や適切な情報を生涯にわたって自ら獲得し、自発的に継続して学習する能力が必要である。そのため、講義、修士論文研究、実験、実習、演習、宿題等をとおして、自主的および継続的な学習の習慣やクリティカルシンキング(critical thinking：物事の意味や価値を客観的に理解するための思考)の意識を身につけさせる必要がある。

これらを踏まえ、個別基準に定める次の内容も参考にして、具体的な学習・教育到達目標の設定されていることが求められる。

- 将来にわたり技術者として活躍していくための継続的研鑽の必要性の理解
- 必要な情報や知識を獲得する能力

・ (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力

この項目は、自立して仕事を計画的に進め、期限内に完了できる能力を示しており、個別基準に定める次の内容も参考にして、具体的な学習・教育到達目標の設定されていることが求められる。

- 時間、費用を含む与えられた制約下で計画的に仕事を進める能力
- 計画の進捗を把握し、必要に応じて計画を修正する能力

・ (i) チームで仕事をするための能力

この項目は、多様で包摂的な集団の構成員として、他者と協働するための能力を示している。特に、技術者として業務に携わる際には、自己の専門分野とは異なる分野を専門とする技術者・非技術者と協働して問題解決等に取り組む機会が予想される。建築系学士修士課程においては、グループで実験や演習に取り組む等の経験ばかりでなく、他分野の人を含む他者と協働することの重要性の認識や協働するための方法に関する知識の修得、ならびに、限定された分野や人数であったとしても協働の実践を積んで気づきを得るといふ、チームで仕事をするための基礎的な知識と能力を身に付けさせることが必要である。なお、その水準や内容について、建築系学士修士課程においては、学士課程および修士課程のそれぞれに適切なものを設定する配慮が求められる。

このため、個別基準に定める次の内容も参考にして、具体的な学習・教育到達目標の設定されていることが求められる。

- 他者と協働する際に、自己のなすべき行動を的確に判断し、実行する能力

➤ 他者と協働する際に、他者のとるべき行動を判断し、適切に働きかける能力

- ・ 本基準項目に対する自己点検書では、審査年度に最終学年である履修生の入学時点で適用されていた学習・教育到達目標とそれ以降に定めたすべてのものについての説明、学習・教育到達目標に知識・能力観点(a)～(i)が水準を含めてどのように含まれているかを判断できる資料、学習・教育到達目標の周知方法ならびに周知の確認状況、および、学習・教育到達目標の策定の手続きの概要がわかる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されていることが期待される。

・ SWD 判定の目安

S 判定：以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。

- ・ 学習・教育到達目標が自立した技術者像と整合するように適切に定められている。
- ・ 知識・能力観点(a)～(i)の具体的な内容と適切な水準が、学習・教育到達目標に含まれている。
- ・ 個別基準に定める勘案事項が適切に考慮されている。
- ・ 学習・教育到達目標の設定・公開・周知が審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学前または教育の実施に支障がない時点で適切になされている。
- ・ 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。

W 判定：以下のいずれかまたはすべてが自己点検書または実地で確認される。

- ・ 学習・教育到達目標に不安定・不明瞭な部分があり、迅速な対処が必要である。
- ・ 知識・能力観点(a)～(i)の学習・教育到達目標への反映が十分ではなく、迅速な対処が必要である。
- ・ 一部の学習・教育到達目標において、対応する知識・能力観点(a)～(i)の具体性が不足しており、迅速な対処が必要である。
- ・ 個別基準に定める勘案事項への対応の合理性が一部不足しており、迅速な対処が必要である。
- ・ 学習・教育到達目標の設定・公開・周知の一部に不足や誤りがあり、迅速な対処が必要である。
- ・ 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。

D 判定：以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、S または W と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

- ・ 学習・教育到達目標が定められていない。
- ・ 学習・教育到達目標が自立した技術者像と整合していない。
- ・ 知識・能力観点(a)～(i)の学習・教育到達目標への反映に、具体性を含めて重大な不足がある。
- ・ 個別基準に定める勘案事項が学習・教育到達目標にまったく考慮されておらず、そ

のことに對する合理性を見いだせない。

- 学習・教育到達目標の公開・周知がなされていない。

基準2 教育手段

2.1 カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示

プログラムは、公開されている教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく教育課程(カリキュラム)において、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準、ならびに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準、を定め、授業計画書(シラバス)等によりプログラムに関わる教員及び学生に開示していること。なお、教育内容に関する必須事項を、必要に応じて個別基準で定める。

- ・ 履修生が学習・教育到達目標を達成できるカリキュラムをプログラムが適切に設計しているか、が本基準項目の主たる観点であり、適切に設計されたカリキュラムの内容をプログラムに関係する教員および学生に適切に開示しているか、が本基準項目の従たる観点である。
- ・ ここでいう「開示」とは、印刷物または電子ファイルに記載された文書を対象者が閲覧できる状況になっていることを意味する。対象者が実際に閲覧したかどうかは問わないが、閲覧の容易性については審査対象となる。
- ・ プログラムのカリキュラム・ポリシーがまったく公開されていなければ、本基準項目に適合しない。
- ・ カリキュラムに対する量的基準（授業時間数や学習時間数など）を本基準項目は含まないが、当然ながら、高等教育としての法令上の要件をプログラムが満たしていることが前提である。
- ・ ここでいう「授業計画書（シラバス）等」とは、授業計画書（シラバス）および「授業計画書（シラバス）を補完する性質を有する紙や電子媒体による文書」を意味する。授業計画書（シラバス）以外の文書がある場合には、授業計画書（シラバス）と一体となって開示されていることが期待される。
- ・ 科目ごとの評価基準には、学生の学習成果（アウトカムズ）に基づき、当該科目合格（単位取得）と科目担当教員が判定する基準の含まれている必要がある。もちろん、より上位の成績を獲得するための評価基準も合わせて含まれていることは差し支えないし、推奨される。
- ・ 当該科目の単位を取得した履修生が身につけたとプログラムにより評価された知識・能力が不明瞭な場合には、カリキュラム全体での学習・教育到達目標の達成度評価が不明確になる恐れがあるため、科目ごとの評価基準が適切に設定されているかを重視する。なお、科目ごとの評価基準の明確化等はカリキュラムが学習・教育到達目標を達成できるものになっていると判断できる程度以上であることが求められる。このため、学習・教育到達目標の達成にとっての主要な科目で上述の明確化等がなされていることが特に必要である。一部の科目の明確化等が不十分な場合には、学習・教育到達目標の達成

に対する当該科目の重要性を考慮のうえ、本基準項目への適合の度合いが判定される。この観点から、審査では、明確化等の状況をすべての科目について授業計画書（シラバス）等で点検・確認するのではなく、プログラムとしての明確化等の状況の全体像、および、学習・教育到達目標の達成に対して主要な科目について自己点検結果を確認したり、授業計画書（シラバス）等によってその妥当性を点検・確認することが求められる。

各学習・教育到達目標に関する達成度評価の基準には、履修生の学習成果（アウトカムズ）に基づき、所定の学習・教育の修了時に学習・教育到達目標の達成を判断する基準の含まれている必要がある。典型的な評価方法としては、選択科目も含めた各科目での達成を積み上げて各学習・教育到達目標の達成を確認する方法、各科目の達成を前提として最終学年のキャップストーン科目（チームプロジェクト等）で各学習・教育到達目標の全部または一部の達成を確認する方法、各科目の達成を前提として修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験等で各学習・教育到達目標の全部または一部の達成を確認する方法、などがあるが、いずれの方法にも長所と短所がある。このため、プログラムは、自らの方法と基準が各学習・教育到達目標の達成を確認するための適切な評価方法と評価基準であることを合理的に説明しなければならない。

本基準項目に対する自己点検書では、カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法および基準、ならびに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、および評価基準の整備・開示状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されていることが期待される。

・ SWD 判定の目安

S 判定：以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。

- カリキュラム・ポリシーに基づいてカリキュラムが設計され、「各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準」、ならびに、「科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準」（以上をまとめて以下では「設計・設定された内容」という）は、学習・教育到達目標の達成に至る道筋として定められている。
- 「設計・設定された内容」は、プログラムに関わる教員および学生が理解可能である。
- 「設計・設定された内容」は、授業計画書（シラバス）等によりプログラムに関わる教員および学生に開示されている。
- 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。

W 判定：以下のいずれかまたはすべてが自己点検書または実地で確認される。

- 「設計・設定された内容」は、学習・教育到達目標の達成に至る道筋として定めら

れているが、一部不足しており、迅速な対処が必要である。

- 「設計・設定された内容」は、プログラムに関わる教員および学生が理解するのに一部困難があり、迅速な対処が必要である。
- 「設計・設定された内容」は、授業計画書（シラバス）等によりプログラムに関わる教員および学生に開示されているが、一部不十分であり、迅速な対処が必要である。
- 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。

D 判定：以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、S または W と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

- カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、ならびに、「各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準」、の全部または多くが設定されておらず、学習・教育到達目標の達成に向けてどのような教育内容なのかを把握できない、または、把握することが困難である。
- カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、ならびに、「各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準」、の内容またはそれぞれの対応が不適切であり、継続的かつ安定的に学習・教育到達目標を達成できる教育内容であると判断できない。
- 科目ごとの学習・教育到達目標の達成との対応がない、または、重大な対応不足があり、学習・教育到達目標の達成に重大な疑義がある。
- 「設計・設定された内容」をプログラムに関わる教員および学生が理解することに大きな困難がある。
- 「設計・設定された内容」の全部または多くが、プログラムに関わる教員および学生に開示されていない。
- 開示された情報だけでは、学習・教育到達目標の達成に向けてどのような教育内容なのかを把握できない、または、把握することが困難である。

基準 2 教育手段

2.2 シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進

プログラムは、シラバス等に基づいて教育を実施し、カリキュラムを運営していること。カリキュラムの運営にあたり、プログラムは、履修生に対して学習・教育到達目標に対する自身の達成度を継続的に点検・反映することを含む、主体的な学習を促す取り組みを実施していること。

- ・ 本基準項目では、学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育を実施していることと、履修生に対して主体的な学習を促していること、の二点が観点である。
- ・ 各科目の教育の実施に際し、シラバスに記されている科目到達目標の達成に影響がない範囲において、シラバス記載と内容、方法、順番などが異なることは問題ない。むしろ、当該科目に関連する社会や技術の関連動向を教育内容に反映させたり、履修生の理解度等の状況を考慮して対応することや、優れた教育方法を速やかに実践したりすることは、推奨される。
- ・ 「主体的な学習を履修生に促す取り組み」とは、CAP（履修登録単位数の上限設定）制の趣旨に基づく科目ごとの十分な学習時間の確保、事前学習・事後学習に対するシラバス等への記述をつうじた教育方法改善の教員への機会提供、学習・教育到達目標に対する自身の達成度の振り返りの履修生への機会提供、授業アンケート等による実状把握など、広い意味で履修生が自ら進んで学習するよう促すためにプログラムが保有し運用する仕組みを指す。本基準項目では、この仕組みによって主体的な学びへの誘導がプログラムとして適切になされているか、に重点を置く。このため、履修生がどの科目でどの程度学習時間を確保しているか、などの個々の履修生に関する詳細な学習状況の調査を本基準項目は求めない。また、この取り組みがプログラムではなくプログラムの所属する高等教育機関が保有したり運用するものであっても、履修生に主体的な学習を促しているのであれば構わない。
- ・ 本基準項目に対する自己点検書では、シラバスに基づく教育を含むカリキュラムの運営状況と主体的な学習を履修生に促す取り組みの状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されていることが期待される。
- ・ **SWD 判定の目安**
S 判定：以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。
 - ・ 学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育が実施されている。
 - ・ 科目到達目標の達成に好影響を与えるか影響がない範囲の変更を含み、シラバスに

基づいて各科目の教育が実施されている。

- 履修生の主体的な学習を促進する取り組みが組織的に実施されており、その状況（個々の履修生や科目における主体的な学習状況ではなく、プログラム全体として促進する取り組みの状況）をプログラムが把握している。
- 設計されたカリキュラムに基づいて教育を実施していること、および履修生に対して主体的な学習を促していることが、今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。

W 判定：以下のいずれかまたはすべてが自己点検書または実地で確認される。

- 学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育が実施されているが、一部不足しており、迅速な対処が必要である。
- 学習・教育到達目標の達成に対する主要な科目の一部でシラバスに基づかない教育が実施されており、迅速な対処が必要である。
- 履修生の主体的な学習を促進する取り組みが実施されているが、取り組みの状況や促進効果が十分とはいえないため、迅速な対処が必要である。
- 設計されたカリキュラムに基づいて教育を実施していること、および履修生に対して主体的な学習を促していることが、今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。

D 判定：以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、S または W と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

- カリキュラムが、学習・教育到達目標を達成するような体系ではない。
- 学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育が実施されていない。
- 学習・教育到達目標の達成にとって主要な科目に対しシラバスに基づかない教育が実施されており、学習・教育到達目標の達成に強い疑念がある。
- 履修生の主体的な学習を促進する組織的な取り組みが実施されていない、または、実施されてはいるが効果に強い疑念がある、あるいは、実施されてはいるがその状況把握が組織としてなされていない。

基準 2 教育手段

2.3 教員団、教育支援体制の整備と教育の実施

プログラムは、上記 2.1 項、2.2 項で定めたカリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団及び教育支援体制を整備していること。この教育支援体制には、科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組み、及び、教員の教育に関する活動を評価した上で質的向上を図る仕組みを含むこと。加えて、プログラムは関係する教員にその体制を開示していること。なお、教員団及び教育支援体制に関する勘案事項を必要に応じて個別基準で定める。

- ・ 本基準項目では、適切な教員団および教育支援体制によって組織的に安定して教育が行われているか、を観点に適合の度合いを判断する。カリキュラムが学習・教育到達目標を達成するために定められていること、および、そのカリキュラムを適切に実施することは上記の項目 2.1 および項目 2.2 で求めているため、本基準項目ではそのようなカリキュラムを適切に実施できる教員団および教育支援体制の整備を求める。仮に、法令上の要件を満たす教員団および教育支援体制が整備されているが、カリキュラム等が項目 2.1 または項目 2.2 との適合性の低い場合には、カリキュラム等が改善された際のことも含めて、本基準項目への適合の度合いが判断される。
- ・ 教員団および教育支援体制が、関係法令の定める要件を満たすことは当然であり、かつ、学習・教育到達目標を達成するために実施するカリキュラムに基づく教育を科目間の連携を図りつつ適切に実施できるものでなければならない。この前提のもとで、教員団および教育支援体制には、柔軟性を認め、本基準項目によって画一的な要件を課すものではない。
- ・ 専任・非常勤の教員で構成される教員団全体として、法令上の要件を満たすことを前提に、カリキュラムに基づく教育を適切に実施できる資質を有し、かつ、その資質を向上させることが求められる。この資質には、技術者教育に関連する教育や研究に加え、当該技術分野の実務に関する知識、能力、経験などが含まれる。この知識、能力、経験などの妥当性を客観的に示すものには、当該分野に関連する学位、技術士等の国家資格、当該技術分野に係る団体による認定試験結果、当該分野の教育・研究・実務に携わった経歴、当該技術分野に係る団体による継続教育の履修履歴などがある。プログラム運営組織は、これらおよびこれら以外でプログラム運営組織が必要と判断するものを総合して、教員団整備の適切性について合理的に説明することが求められる。
- ・ なお、当該分野における技術者教育担当者として標準的または推奨される資格や経歴などがある場合には、それらを参考にするのは大いに推奨される。当該分野に関する個別基準の勘案事項のほか、当該分野の審査チーム派遣機関を担当する学協会等が公表している情報の有無および内容を参考にすること。
- ・ ここでいう「教育支援体制」の構成員には、専任・非常勤教職員の他に、例えば、ティ

ーチングアシスタント(TA：Teaching Assistant)、ボランティア（卒業生や修了生を含む）、外部機関等のプログラムの教育にかかわるすべての人を含む。

- ・ 教育支援体制に含まれる、教員の教育に関する質的向上を図る取り組み（ファカルティ・ディベロップメント：Faculty Development）は、授業方法の改善の他、教育に関する活動を評価したうえでの授業設計、評価方法、評価基準などの広く教育に関して教員の能力向上を図る取り組みを意味している。このため、教員の教育に関する活動を表彰等で評価するだけでは適合の度合いは不十分であり、プログラムの教育に関する質的向上につなげる仕組みであることが求められる。

- ・ 本基準項目に対する自己点検書では、カリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団および教育支援体制の整備および開示に関する状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されていることが期待される。

・ SWD 判定の目安

S 判定：以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。

- ・ 教員団および教育支援体制は、カリキュラムを適切に実行できる構成である。
- ・ 科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みや教員の教育に関する活動を評価したうえで質的向上を図る仕組みが、教育支援体制に適切に含まれている。
- ・ 教育支援体制の構成や内容が、プログラムに関係する教員に適切に開示されている。
- ・ 教員団および教育支援体制の構成、教育支援体制が含む仕組み、および教育支援体制の教員への開示が、今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。

W 判定：以下のいずれかまたはすべてが自己点検書または実地で確認される。

- ・ 教員団および教育支援体制に一部不足があり、迅速な対処が必要である。
- ・ 科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みの構成または実施状況の一部が不十分であり、迅速な対処が必要である。
- ・ 教員の教育に関する活動を評価したうえで質的向上を図る仕組みの構成または実施状況の一部が不十分であり、迅速な対処が必要である。
- ・ 教育支援体制の構成や内容の、プログラムに関係する教員への開示に一部不足があり、迅速な対処が必要である。
- ・ 教員団および教育支援体制が今後の 6 年間程度安定的に構成・実施される見込みを見いだせない。

D 判定：以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、S または W と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

- ・ 教員団または教育支援体制が、法令に定める要件を満たしていない。
- ・ 教員団および教育支援体制が、カリキュラムの重要部分を適切に実行できない。

- 科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みの構成または実施状況が不十分であり、カリキュラムの実行への影響が大きい。
- 教員の教育に関する活動を評価したうえで質的向上を図る仕組みの構成または実施状況が不十分であり、カリキュラムの実行への影響が大きい。
- 教育支援体制の構成や内容がまったく開示されていない、または、重要部分が開示されておらず、カリキュラムの実行への影響が大きい。

基準 2 教育手段

2.4 アドミッション・ポリシーとそれに基づく学生の受け入れ

プログラムは、カリキュラムに基づく教育に必要な資質を持った学生をプログラムに受け入れるために定めた受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を公開し、かつ、同方針に基づいて学生を受け入れていること。

- ・ 本基準項目でいう「受け入れ」とは、入学、編入学（学士入学を含む）および転入学を意味する。加えて、共通教育等を経た後に履修生としての身分が確定（登録）する場合には、共通教育開始時における当該プログラムを含む教育プログラム全体に対するアドミッション・ポリシーと、当該プログラムに対するアドミッション・ポリシーの両方が必要となることに留意する。

ただし、認定対象が本科 4 年次から専攻科 2 年次に至る合計 4 年間の修学期間を有する教育課程である高等専門学校においては、本基準項目における共通教育開始は本科入学時とみなす。

建築系学士修士課程では、建築及び建築工学関連分野の学士課程および設計・計画系修士課程の計 6 年間の課程からなる教育プログラムを対象とする。よって、当該プログラムの学士課程を修了せずに、修士課程に入学する学生については、6 年間の学士修士課程プログラムに編入する扱いとなるので、その前提で「受け入れ」が適切に行われるように留意する必要がある。

- ・ 受け入れ方法によっては、学生がカリキュラムに基づく教育に必要な資質を持っているかどうか、必ずしも明確ではない場合がある。そのような場合には、リメディアル教育(development education)等への取り組みを含めて受け入れ方針や実際の受け入れ状況を説明することが求められる。
- ・ 本基準項目では、方法別の受け入れ人数の多少や、受け入れ後に自主的に、あるいは規則等により強制的にプログラム履修生としての身分から離れる人数の多少は問わない。一方、アドミッション・ポリシーとそれに基づく受け入れが標準修学期間での学習・教育到達目標の達成に適切に整合しているか否かについてのプログラムによる点検と必要な改善は、基準 4 に含まれることに留意する。
- ・ 本基準項目に対する自己点検書では、アドミッション・ポリシーの内容および公開状況やアドミッション・ポリシーに基づく受け入れ方法の内容および実際の受け入れ状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されることが期待される。

- ・ SWD 判定の目安

S 判定：以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。

- アドミッション・ポリシーが公開されている。
- アドミッション・ポリシーおよび受け入れ方法に、プログラムの運営するカリキュラムに基づく教育に必要な資質を有する学生を受け入れる内容が明記されている。
- 定められた受け入れ方法に基づいて実際に適切な資質を有する学生を受け入れている。
- 今後の 6 年間程度安定的に継続する見込みが高い。

W 判定：以下のいずれかまたはすべてが自己点検書または実地で確認される。

- アドミッション・ポリシーの公開が不十分であり、迅速な対処が必要である。
- アドミッション・ポリシー、学生の受け入れ方法、および実際の受け入れ状況が、プログラムに学生を受け入れる内容として不十分なところがあるか、または、内容の明記が不十分であり、迅速な対処が必要である。
- 今後の 6 年間程度安定的に継続する見込みを見いだせない。

D 判定：以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、S または W と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

- アドミッション・ポリシーが公開されていない、または、公開が著しく不十分であるため、学生がプログラム履修生になることを検討する際に重大な影響を及ぼす恐れが高い。
- アドミッション・ポリシー、学生の受け入れ方法、および実際の受け入れ状況が、プログラムに学生を受け入れる内容として不十分であるか、または、内容が明記されていないため、カリキュラムの運営や履修生の学習・教育到達目標の達成等に重大な影響を及ぼす恐れが高い。

基準 2 教育手段

2.5 教育環境及び学習支援環境の運用と開示

プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関は、教育の実施及び履修生の学習支援のために必要な施設、設備、体制を保有し、それを維持・運用・更新するために必要な取り組みを行っていること。その取り組みをプログラムに関わる教員、教育支援体制の構成員、及び履修生に開示していること。

- ・ 本基準項目では、学習・教育到達目標の達成のために策定されたカリキュラムを適切に実施するために必要な教育環境および学習支援環境を保有し、かつ、それらの環境が将来にわたって安定的であるか、を主たる観点とし、関係者への開示は従たる観点とする。
- ・ 本基準項目が求める教育環境および学習支援環境の運用と開示については、プログラムの所属する高等教育機関が主体となって行っている運用と開示がプログラムにとって十分であれば、プログラム独自の取り組みは必要ない。しかし、プログラムの固有性を前提として、教育環境および学習支援環境の整備、運用や開示に関わる独自の取り組みが必要とされる場合には、プログラム独自の取り組みを推奨する。
- ・ 本基準項目で求める開示の内容（幅と深さ）が、教員、教育支援体制の構成員、および履修生に対し、それぞれ異なっても構わない。開示の観点としては、それぞれの立場の者が適切な教育環境の下で必要な支援を受けることができるかどうか、である。
- ・ 本基準項目では、教育環境および学習支援環境の運用において、法令等の定めに加え、学習・教育到達目標の達成のために策定されたカリキュラムを適切に実施していることを重視する。法令等の定めに適していることが他の評価機関にて審査された資料等がある場合には、それらの資料等の活用を推奨する。
- ・ 本基準項目に対する自己点検書では、学習・教育到達目標の達成を目的として策定されたカリキュラムを適切に実施するために必要な教育環境および学習支援環境を保有し、かつ、それらの環境の今後の予定が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されていることが期待される。
- ・ **SWD 判定の目安**
S 判定：以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。
 - ・ 教育環境および学習支援環境が適切に整備されており、かつ、運用されている。
 - ・ 教育環境および学習支援環境について、教員、教育支援体制の構成員、および履修生のそれぞれに対し、適切な内容が開示されている。
 - ・ 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。**W 判定：**以下のいずれかまたはすべてが自己点検書または実地で確認される。
 - ・ 教育環境および学習支援環境の整備状況または運用状況に不十分な点があり、迅速

な対処が必要である。

- 教育環境および学習支援環境について、教員、教育支援体制の構成員、および履修生への開示に不十分な状況があり、迅速な対処が必要である。
- 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。

D 判定：以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、S または W と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

- 教育環境および学習支援環境の整備や運用について、重大な支障があり、カリキュラムの運営や履修生の学習・教育到達目標の達成が困難か、または、運営や達成に悪影響がある。
- 教育環境および学習支援環境について、教員、教育支援体制の構成員、および履修生への開示が不十分であるため、環境の利活用が困難か、または、環境の利活用に悪影響が見込まれる。

基準3 学習・教育到達目標の達成

3.1 学習・教育到達目標の達成

プログラムは、各科目の到達目標に対する達成度をシラバス等に記載の評価方法と評価基準で評価し、かつ、全修了生が修了時点ですべての学習・教育到達目標を達成したことを点検・確認していること。この達成度評価には、他のプログラム(他の学科や他の高等教育機関)で履修生が修得した単位についての認定も含む。

- ・ 本基準項目では、個々の科目ごとの達成度評価、および、修了時点で修了生がすべての学習・教育到達目標を達成したことの点検・確認を求めている。
- ・ 科目ごとの評価方法や評価基準、および、各学習・教育到達目標の達成の評価方法や評価基準の策定とそれに基づく教育の実施については基準2の項目2.1で求めているので、本基準項目ではそれらの確実な実施の観点から審査する。なお、全修了生が修了時点ですべての学習・教育到達目標を適切な水準で達成したことについては、その成果の点検・確認が適切になされているかについて、実地審査でも十分な時間を確保して審査する。
- ・ 本基準項目では、カリキュラムに含まれるすべての科目の達成度評価が適切に行われていることの詳細な根拠提示を一律に求めることはしない。個々の科目の達成度評価の実施状況をプログラムがどのように確認しているかについて、その確認の方法と実態が合理的であるか否かを観点とする。この観点に基づき、学習・教育到達目標の達成にとって主要な科目については、科目ごとの達成度評価がシラバス記載の方法のとおり実施されているかを確認するために、主要な評価対象物（設計およびデザイン課題作品、テスト答案、レポート、卒業論文（学士論文）／設計、修士論文/設計など）の所定の水準のものを、必要に応じて実地審査において閲覧する。
- ・ 「審査の手引き」には以下のように記述されている。

建築系学士修士課程認定種別の認定審査においては、修了生の達成している水準を確認するための根拠資料（成績原簿、設計およびデザインの課題作品、試験問題・答案、レポート、学士論文、修士論文／設計など）として、プログラムの優れた成果を示す上位成績者、平均的な水準を表す中位成績者、および合否判定の境界近傍で合格となった下位成績者の資料を準備することが原則である。
- ・ 履修生が他のプログラムで修得した単位を学習・教育到達目標の達成の判断材料としてプログラムが用いる場合には、プログラムが主体的に実施する教育以外での学習成果を学習・教育到達目標の達成の観点からどのように評価して単位認定を行っているのか、その仕組みと実態を示すことが求められる。
- ・ 全履修生が標準の修学期間（6年間）で学習・教育到達目標を達成することは、望ましいが、必須ではない。標準の修学期間を超えても修学可能な期間中に学習・教育到達目標をすべて達成できれば、その履修生は修了生となる。なお、学習・教育到達目標を達

成しない履修生が、自主的にあるいは規則等により、強制的に履修生としての身分を失うことを本基準項目は妨げない。

- ・ 本基準項目に対する自己点検書では、個々の科目ごとの達成度評価の実施状況、および修了時点で修了生がすべての学習・教育到達目標を達成したことの点検の実施状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されていることが期待される。

- ・ **SWD 判定の目安**

S 判定：以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。

- ・ 個々の科目の達成度評価が定められた評価方法と評価基準で適切に実施されていることを、点検・確認している。
- ・ 履修生の学習・教育到達目標の達成度評価が定められた評価方法と評価基準で適切に実施されていることを、点検・確認している。
- ・ 全修了生が学習・教育到達目標を達成していることが、点検・確認されている。
- ・ 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。

W 判定：以下のいずれかまたはすべてが自己点検書または実地で確認される。

- ・ 個々の科目の達成度評価について主要科目などで一部不十分な状況がある、または、その点検・確認について一部不十分な状況があり、迅速な対応が必要である。
- ・ 履修生の学習・教育到達目標の達成の点検・確認について、一部不十分な状況があり、迅速な対応が必要である。
- ・ 全修了生が学習・教育到達目標を達成していることの点検・確認について、一部不十分な状況があり、迅速な対応が必要である。
- ・ 今後 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。

D 判定：以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、**S** または **W** と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

- ・ 主要科目において、定められた評価方法と評価基準で行っていない等、個々の科目の達成度評価が不十分である、または、その点検・確認が不十分である、ことにより、カリキュラム全体としての学習・教育到達目標の達成に著しく影響する恐れがある。
- ・ 履修生の学習・教育到達目標の達成の点検・確認が不十分な状況にあり、履修生の学習・教育到達目標の達成に著しく影響する恐れがある。
- ・ 全修了生が学習・教育到達目標を達成していることの点検・確認が不十分な状況にあり、全修了生が学習・教育到達目標を修了時点で達成していることを確認できない。

基準3 学習・教育到達目標の達成

3.2 知識・能力観点から見た修了生の到達度点検

プログラムは、学習・教育到達目標を達成した全修了生が学習・教育到達目標に含めた知識・能力観点(a)～(i)の内容を獲得していることを、点検・確認していること。

- ・ 本基準項目では、項目 3.1 で点検・確認した学習・教育到達目標の達成をつうじて、当該目標に含まれる知識・能力観点(a)～(i)も漏れなく達成していることをプログラムが点検・確認しているかを審査対象とする。
- ・ 知識・能力観点(a)～(i)は、国内外の状況も踏まえて技術者教育に必要であると定めたものであるため、これらのすべてを修了生が確実に達成していることを示すことは、JABEE による認定が技術者教育の質を保証するための根幹にかかわる。従って、その達成と獲得について点検・確認が適切になされているかについて、実地審査でも十分な時間を確保して審査する。
- ・ 基準1の項目 1.2 では、学習・教育到達目標は水準も含めて知識・能力観点(a)～(i)を具体化した内容であることを求めているが、具体化の方法はプログラムの考えや自主性に委ねられている。このため、プログラムには、知識・能力観点(a)～(i)と学習・教育到達目標との関連付けを踏まえた点検・確認が求められる。一つの学習・教育到達目標に複数の知識・能力観点が（程度の差はあれ）含まれている場合には、当該の学習・教育到達目標の達成の評価方法と評価基準によって、すべての知識・能力観点を漏れなく獲得できるプログラムであることを点検・確認していることが求められる。また、複数の学習・教育到達目標に一つの知識・能力観点が分割されて含まれている場合には、関連する学習・教育到達目標の達成を総合的に確認することが求められる。
- ・ 本基準項目では、点検・確認結果を修了生や関係者に開示することまでは求めている。
- ・ 学習・教育到達目標の達成により保証される知識や能力などをプログラムが知識・能力観点(a)～(i)の項目に従って整理した際に、全修了生が知識・能力観点(a)～(i)の内容を獲得していることを、プログラムが点検・確認していることを示す必要がある。
- ・ 本基準項目に対する自己点検書では、全修了生による学習・教育到達目標の達成をつうじた、当該目標に含まれる知識・能力観点(a)～(i)の達成の点検・確認の状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されていることが期待される。また、自己点検書のみでは確認できない事項については、実地審査で確認できるように成果物が準備され、示されることが期待される。
- ・ SWD 判定の目安
S 判定：以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。

- 全修了生の学習・教育到達目標の達成をつうじて、知識・能力観点(a)～(i)の内容のすべてが確実に達成されていることが、プログラムにより点検・確認されている。
- 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。

W 判定：以下のいずれかまたはすべてが自己点検書または実地で確認される。

- 知識・能力観点(a)～(i)が確実に達成されていることのプログラムによる点検・確認が一部不足しており、迅速な対処が必要である。
- 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。

D 判定：以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、S または W と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

- 知識・能力観点(a)～(i)が確実に達成されていることの点検・確認をプログラムが実施していない。
- 知識・能力観点(a)～(i)の内容の一部を達成していない履修生が修了生に含まれる恐れが大きい。

基準 4 教育改善

4.1 内部質保証システムの構成・実施と開示

プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関は、基準 1～3 に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証を組織的に実施し、かつ、その実施内容をプログラムに関わる教員に開示していること。この内部質保証の仕組みには、社会の要求や学生の要望に配慮し、かつ、仕組み自体の機能を点検できる機能を含むこと。

- ・ 本基準項目では、プログラムまたはプログラムが所属する高等教育機関の内部質保証システムに基づき、基準 1～基準 3 の適合の度合いを含むプログラムの教育活動を適切に点検して現状の教育の質を保証し、かつ、点検結果を関係者に開示していることを求めている。
- ・ 近年、内部質保証による教育点検や教育改善の考え方は大学評価等でも求められることから、プログラムの適切な点検が可能であれば、プログラム独自のものではなく、プログラムの所属する高等教育機関が組織的に教育活動を点検している仕組みと内容であっても構わない。
- ・ 本基準項目でいう「組織的」とは、プログラムまたはプログラムが所属する高等教育機関が責任を持って行うものを意味する。なお、その際にプログラム責任者が適切なリーダーシップを発揮して教育改善を行うことが期待される。
- ・ 大学評価等の他の認証機関における審査において自己点検や第三者評価が基準 1～基準 3 の観点でプログラムを一つの単位として組織的に実施し、かつ、その実施内容をプログラムに関わる教員に開示しているのであれば、その実施・開示をもって本基準項目との適合の度合いを自己点検しても構わない。ただし、他の認証評価で求める「第三者評価」として JABEE の審査・認定を用いている場合には、「評価結果の存在しない相互循環的な引用関係」にならないことが必須となる。
- ・ 本基準項目に対する自己点検書では、基準 1～基準 3 に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証の仕組みや実施内容およびプログラムに関わる教員への開示状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されていることが期待される。
- ・ **SWD 判定の目安**
S 判定：以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。
 - ・ 基準 1～基準 3 に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証の仕組みが存在し、組織的かつ適切に活動している。
 - ・ この仕組みは社会の要求や学生の要望に配慮し、かつ、仕組み自体の機能を点検できる機能を含んでいる。

- 点検の実施内容をプログラムに関わる教員に適切に開示している。
- 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。

W 判定：以下のいずれかまたはすべてが自己点検書または実地で確認される。

- 内部質保証の仕組みは存在するが、基準 1～基準 3 に関する点検内容や点検状況が一部不足しており、迅速な対処が必要である。
- この仕組みが組織として一部不足しており、迅速な対処が必要である。
- この仕組みの社会の要求や学生の要望に対する配慮が一部不足している、または、仕組み自体の点検機能が一部不足しており、迅速な対処が必要である。
- プログラムに関わる教員に対して点検の実施内容の開示が一部不足しており、迅速な対処が必要である。
- 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。

D 判定：以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、S または W と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

- 内部質保証の仕組みが存在しない、または、実質的な活動がなされていない。
- この仕組みは存在するが、基準 1～基準 3 の一部の要求事項に関する点検内容や点検状況が不十分であり、全修了生が学習・教育到達目標を達成することへの影響が大きい。
- この仕組みが組織として不十分であることにより、プログラムの教育活動の点検が不適切となっている。
- この仕組みの社会の要求や学生の要望に対する配慮が不十分である、または、仕組み自体を点検する機能が不十分であることにより、プログラムの教育活動の点検内容と点検状況が不適切となっている。
- プログラムに関わる教員に対し点検の実施内容の開示が不十分であることにより、プログラムの教育活動の点検内容と点検状況が不適切となっている。

基準 4 教育改善

4.2 継続的改善

プログラムは、教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組みを持ち、それに関する活動を行っていること。

- ・ 本基準項目では、プログラムまたはプログラムが所属する高等教育機関の内部質保証の仕組みによって、プログラムの教育活動が継続的に改善され向上することを意図している。また、その改善・向上は、履修生の学習・教育到達目標の達成状況の向上に役立てるべきであることを意図している。
- ・ 教育活動の継続的な改善には、その内容によって改善に要する期間の長短があるため、点検・改善の周期が一律ではない。このため、認定・審査の時期によっては、改善の具体的な結果が出ていないこともありえる。その場合には、点検結果を把握した時期、改善策を検討した時期、具体的な改善に着手した時期などに基づき、継続的改善の活動として十分かどうかを判断する。
- ・ 項目 4.1 および本基準項目への適合の度合いが十分であれば、すべての基準に則してプログラムの教育活動を点検、維持または向上させる仕組みを持ち、かつ、それに関する活動を適切に行っているため、各基準項目への適合の度合いが継続的に向上することが期待される。この意味で、項目 4.1 および本基準項目への適合の度合いは、他の基準項目への適合の度合いを判断する際の参考にもなる。
- ・ 項目 4.1 または本基準項目への適合の度合いが十分でない場合には、他の基準項目への適合の度合いの評価に影響を与える。例えば、現時点でその基準項目への適合の度合いは一定程度あるものの、現状の教育活動の点検に基づき維持・改善する仕組みが十分でないため、適合の度合いを維持できない恐れがあると判断される場合もある。
- ・ 本基準項目に対する自己点検書では、教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組み、および、それに関する活動状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果の示されていることが期待される。
- ・ **SWD 判定の目安**
 - S 判定：**以下のすべての事項への適合が自己点検書または実地で確認される。
 - ・ プログラムまたはプログラムの所属する高等教育機関が実施する、基準項目に則した教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組みを持つ。
 - ・ その仕組みに基づき、適宜、改善に関する活動を的確に行っている。
 - ・ 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。
 - W 判定：**以下のいずれかまたはすべてが自己点検書または実地で確認される。
 - ・ 教育活動を改善する仕組みを持つが、一部不足しており、迅速な対応が必要である。

- その仕組みに基づく改善に関する活動が一部不足しており、迅速な対処が必要である
- 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。

D 判定：以下のいずれかが自己点検書または実地で確認される、もしくは、S または W と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

- 教育活動を改善する仕組みがないか、または不十分であり、プログラムの継続的改善に支障がある。
- その仕組みに基づく改善に関する活動がなされていないか、または不十分であり、プログラムの継続的改善に支障がある。

分野別要件

分野別要件は、共通基準を解釈して適用する際に、当該分野に特有の解釈や補足説明が必要な場合に個別基準で定めるものであり、建築系学士修士課程の認定種別においては、分野別要件（勘案事項）として以下の内容を定めている。

基準項目 1.2 に対して、付表 4－2 の内容に加えて、当該分野の知識・能力観点として、以下が水準を含めて考慮されていること。

「UNESCO-UIA 建築教育憲章」が求める以下の項目。

- (1) 美観上、および技術上の諸要求に応える建築の設計・計画の能力
- (2) 建築の歴史・理論、および関連する芸術、工学および人文科学に関する適切な知識
- (3) 建築の設計・計画の質を高める美術の知識
- (4) 都市の設計・計画およびそのプロセスに関する適切な知識と技術
- (5) 人と建物の関係、建物と周辺環境の関係、および、建物とそのあいだの空間を人のニーズや尺度に関係づける必要性の理解
- (6) 建築の機能、建築家の社会的使命、特に社会的要因を考慮したプログラミングの理解
- (7) 調査方法およびプロジェクトのプログラミング方法の理解
- (8) 建築の設計に伴う構造計画、施工技術、その他関連する技術の理解
- (9) 快適で安全な室内環境を得るための建物性能、技術に関する適切な知識
- (10) 関連する予算や法的制約のもとで、建物利用者の要求を満たすのに必要な設計・計画の技術
- (11) 統合的な設計・計画を進めるための、関連産業、組織、法令、手続きに対する責任の認識
- (12) 人間、社会、文化、都市、建築、環境、建築遺産などの価値に対する専門的・学術的責任の理解（公衆の健康、安全、福祉、および、公衆衛生と幸福に関する生理学的・心理学的側面を含む）。なお、これらの責任は、公平性、多様性、包摂性への関与も含む。
- (13) 国際連合の「持続可能な開発目標 (SDGs)」 (<https://sdgs.un.org/goals>) 17 目標の関連事項を踏まえた、環境の保全と修復、および生態学的に持続可能な設計・計画の方法に関する知識
- (14) 建築に関する諸分野や建築構法の包括的理解に基づく創造的な技能を発揮する能力
- (15) 事業企画、プロジェクトマネジメント、コスト管理などの事業遂行に関する知識
- (16) 学生と教師双方のための、建築学習の本質的部分としての学際的な知識の作用や知識の伝達性を含めた、研究および教育方法論についての理解

なお、これらを含む項目 1.2 の知識・能力観点(a)～(i)のすべての項目に対する十分な達成度が保証されていることを示すために、修了生の達成している水準を確認するための根拠資料（設計およびデザイン課題作品を含む）は、プログラムの優れた成果を示す上位クラス、平均的な水準を表す中位クラス、および合否のボーダーライン上にある資料を準備し、その展示を行なうことが原則である。

加えて、第三者教育認定機関が国際的に参照している INQAAHE GGP の基本原則の存在などについて、一定の理解と認識を持って対応することが望まれる。

基準項目 2.1 に対して、当該分野にふさわしい『項目 2.1 で定めた教育内容』として、以下が考慮されていること。

学士課程プログラムにおいては、関連する実務の国家資格である「一級建築士」の受験資格要件を満たす科目を開設すること。

修士課程プログラム（建築設計・計画系分野）においては、「一級建築士」受験に必要な実務経験として、国土交通省告示第 1033 号の第 1 第 2 項の規定に基づいて認定される、少なくとも 1 年の実務経験年数に相当するインターンシップおよびインターンシップ関連科目を開設すること。

なお、「枠組」4.1 節（5）の基本方針に基づいて、上記の「一級建築士」の受験資格要件に関連する指定科目の開設については、公益財団法人 建築技術教育普及センターに設置されている審査委員会で確認が得られている場合には、確認結果通知文書を根拠資料として利用することができる。

技術者教育認定に関わる基本的枠組

第 4 章 認定基準の基本方針 4.1 本機構が実施する技術者教育プログラムの審査、認定および公表にあたっては、次の(1)～(6)を基本とする。

(5) 他の第三者機関等で十分審査されていると判断した審査項目に関しては、その資料を利用する。

付録 2019 年度適用基準 判定の目安

判定段階	満足（S）	弱点（W）	欠陥（D）
判定段階の定義	当該点検項目または点検大項目が認定基準を満たしている。	当該点検項目または点検大項目が認定基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いを強化するために迅速な対処を必要とする。プログラムが実施している継続的改善を一段と強化・加速することが要求される。	当該点検項目または点検大項目が認定基準を満たしていない。点検大項目に「欠陥」が含まれる場合には、プログラムは認定基準に適合していないと判定される。
判定段階の目安	認定基準の該当項目に記されている要求事項を適正に実施しており、審査年度を含み今後 6 年間程度継続的に実施・改善するための仕組みが整っている。 記載の要求事項のすべてに対し適合することを示す根拠が自己点検書または実地で確認でき、総合的に判断して認定基準への適合が認められる。この中には認定基準への適合の度合いを強化することに対して、プログラムの継続的改善が進行中のものも含む。	認定基準の該当項目に記されている要求事項を実施しているが、 ● 一部不足している ● 一部誤っている ● 一部の根拠が提示されていないか不明瞭である ● 組織ではなく個人の努力で支えている などの弱点がある、もしくは、審査年度を含み今後 6 年間継続して適切に実施するための仕組みが整っていない。 基準項目ごとに記載されている要求事項のいずれかに弱点が認められ、改善のための対処が必要であり、迅速な対応が求められると判断される。このため、6 年間で待たずに中間審査により認定基準への適合の度合いを調査する必要がある。ただし、この対処をプログラムの継続的改善に任せられると判断される場合には（S）の判定となる。	認定基準の該当項目に記されている要求事項 ● 実施していないか、著しく不足している ● 実施に重大な誤りがある ● 実施している根拠が提示されていない などの欠陥がある。 基準項目ごとに記載されている要求事項のいずれかに欠陥のあることが自己点検書または実地で確認される、もしくは、（S）または（W）と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれの調査においても確認できない。

基準 1 学習・教育到達目標の設定と公開	下記に記載の要求事項について確認し、基準への適合の度合いを総合的に判定する。		
1.1 自立した技術者像の設定と公開・周知	◇ 自立した技術者像の設定と公開・周知 適切になされている。 ◇ 技術者像策定に求められる配慮・考慮 適切になされている。 ◇ 継続性 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 自立した技術者像の設定と公開・周知 一部不足しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 技術者像策定に求められる配慮・考慮 一部不足しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 自立した技術者像の設定と公開・周知 ● 定められていない。 ● 公開・周知がなされていないか、著しく不足している。 ◇ 技術者像策定に求められる配慮・考慮 まったくなされていないか、著しく不足している（社会通念上の「技術者像」と大きく異なっている場合を含む）。

1.2 学習・教育到達目標の設定と公開・周知	◇ 学習・教育到達目標 自立した技術者像と整合するように適切に定められている。 ◇ 知識・能力観点(a)～(i)の内容の反映 学習・教育到達目標に、適切な水準で具体的に含まれている。 ◇ 個別基準に定める勘案事項 適切に考慮されている。 ◇ 学習・教育到達目標の設定・公開・周知 審査年度に最終学年である履修生の入学前または教育の実施に支障がない時点で適切になされている。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 学習・教育到達目標 不安定・不明瞭な部分があり、迅速な対応が必要である。 ◇ 知識・能力観点(a)～(i)の内容の反映 ● 学習・教育到達目標への反映が十分ではなく、迅速な対応が必要である。 ● 一部の学習・教育到達目標において、対応する知識・能力観点(a)～(i)の具体性が不足しており、迅速な対応が必要である。 ◇ 個別基準に定める勘案事項 対応の合理性が一部不足しており、迅速な対応が必要である。 ◇ 学習・教育到達目標の設定・公開・周知 一部に不足や誤りがあり、迅速な対応が必要である。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 学習・教育到達目標 ● 定められていない。 ● 自立した技術者像と整合していない。 ◇ 知識・能力観点(a)～(i)の内容反映 学習・教育到達目標への反映に、具体性を含めて重大な不足がある。 ◇ 個別基準に定める勘案事項 学習・教育到達目標にまったく考慮されておらず、そのことに対する合理性を見いだせない。 ◇ 学習・教育到達目標の設定・公開・周知 なされていない。
-------------------------------	--	--	--

基準 2 教育手段	下記に記載の要求事項について確認し、基準への適合の度合いを総合的に判定する。。		
2.1 カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示	◇ 教育課程、科目の設計内容 カリキュラム・ポリシーに基づいてカリキュラムが設計され、『各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準』、ならびに、『科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準』（以上をまとめて以下では『設計・設定された内容』という）は、学習・教育到達目標の達成に至る道筋として定められている。	◇ 教育課程、科目の設計内容 『設計・設定された内容』は、学習・教育到達目標の達成に至る道筋として定められているが、一部不足しており、迅速な対処が必要である。	◇ 教育課程、科目の設計内容 ● カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、ならびに、『各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準』、の全部または多くが設定されておらず、学習・教育到達目標の達成に向けてどのような教育内容なのかを把握できない、または、把握することが困難である。 ● カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、ならびに、『各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準』、の内容またはそれぞれの対応が不適切であり、継続的かつ安定的に学習・教育到達目標を達成できる教育内容であると判断できない。 ● 科目ごとの学習・教育到達目標の達成との対応がない、または、重大な対応不足があり、学習・教育到達目標の達成に重大な疑義がある。
	◇ 設計・設定された内容の理解しやすさ プログラムに関わる教員および学生が理解可能である。	◇ 設計・設定された内容の理解しやすさ プログラムに関わる教員および学生が理解するのに一部困難があり、迅速な対処が必要である。	◇ 設計・設定された内容の理解しやすさ プログラムに関わる教員および学生が理解することに、大きな困難がある。

	◇ 設計・設定された内容の開示 授業計画書（シラバス）等によりプログラムに関わる教員および学生に開示されている。 ◇ 継続性 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 設計・設定された内容の開示 授業計画書（シラバス）等によりプログラムに関わる教員および学生に開示されているが、一部不十分であり、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 設計・設定された内容の開示 ● 全部または多くが、プログラムに関わる教員および学生に開示されていない。 ● 開示された情報だけでは学習・教育到達目標の達成に向けてどのような教育内容なのかを把握できない、または、把握することが困難である。
--	--	--	---

2.2 シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進	◇ シラバスに基づく教育の実施 学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育が実施されている。 ◇ 各科目の教育の実施 科目到達目標の達成に好影響を与えるか影響がない範囲の変更を含み、シラバスに基づいて各科目の教育が実施されている。 ◇ 主体的な学習の促進 履修生の主体的な学習を促進する取り組みが組織的に実施されており、その状況（個々の履修生や科目における主体的な学習状況ではなく、プログラム全体として促進する取り組みの状況）をプログラムが把握している。 ◇ 継続性 設計されたカリキュラムに基づいて教育を実施していること、および履修生に対して主体的な学習を促していることが、今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ シラバスに基づく教育の実施 学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育が実施されているが、一部不足しており、迅速な対応が必要である。 ◇ 各科目の教育の実施 学習・教育到達目標の達成に対する主要な科目の一部でシラバスに基づかない教育が実施されており、迅速な対応が必要である。 ◇ 主体的な学習の促進 履修生の主体的な学習を促進する取り組みが実施されているが、取り組みの状況や促進効果が十分とはいえないため、迅速な対応が必要である。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ シラバスに基づく教育の実施 ● カリキュラムが学習・教育到達目標を達成するような体系ではない。 ● 学習・教育到達目標の達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育が実施されていない。 ◇ 各科目の教育の実施 学習・教育到達目標の達成にとって主要な科目に対しシラバスに基づかない教育が実施されており、学習・教育到達目標の達成に強い疑念がある。 ◇ 主体的な学習の促進 履修生の主体的な学習を促進する組織的な取り組みが実施されていない、または、実施されてはいるが効果に強い疑念がある、あるいは、実施されてはいるがその状況把握が組織としてなされていない。
------------------------------------	--	--	--

2.3 教員団、教育支援体制の整備と教育の実施	◇ 教員団および教育支援体制の構成 カリキュラムを適切に実行できる構成である。 ◇ 教育支援体制の仕組み 科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みや教員の教育に関する活動を評価したうえで質的向上を図る仕組みが適切に含まれている。 ◇ プログラムに関係する教員への開示 教育支援体制の構成や内容が適切に開示されている。 ◇ 継続性 教員団および教育支援体制の構成、教育支援体制が含む仕組み、および教育支援体制の教員への開示が、今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 教員団および教育支援体制の構成 教員団および教育支援体制の一部に不足があり、迅速な対処が必要である。 ◇ 教育支援体制の仕組み ● 科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みの構成または実施状況の一部が不十分であり、迅速な対処が必要である。 ● 教員の教育に関する活動を評価したうえで質的向上を図る仕組みの構成または実施状況の一部が不十分であり、迅速な対処が必要である。 ◇ プログラムに関係する教員への開示 教育支援体制の構成や内容の開示に一部不足があり、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 教員団および教育支援体制が今後の6年間安定的に構成・実施される見込みを見いだせない。	◇ 教員団および教育支援体制の構成 ● 法令に定める要件を満たしていない。 ● カリキュラムの重要部分を適切に実行できない。 ◇ 教育支援体制の仕組み ● 科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みの構成または実施状況が不十分であり、カリキュラムの実行への影響が大きい。 ● 教員の教育に関する活動を評価したうえで質的向上を図る仕組みの構成または実施状況が不十分であり、カリキュラムの実行への影響が大きい。 ◇ プログラムに関係する教員への開示 教育支援体制の構成や内容がまったく開示されていない、または重要部分が開示されておらず、カリキュラムの実行への影響が大きい。
--------------------------------	--	---	--

2.4 アドミッション・ポリシー とそれに基づく 学生の受け入れ	◇ アドミッション・ポリシーの公開 公開されている。 ◇ 内容、および学生の受け入れ ● アドミッション・ポリシーおよび受け入れ方法に、プログラムの運営するカリキュラムに基づく教育に必要な資質を有する学生を受け入れる内容が明記されている。 ● 定められた受け入れ方法に基づいて実際に適切な資質を有する学生を受け入れている。 ◇ 継続性 今後の6年間程度安定的に継続する見込みが高い。	◇ アドミッション・ポリシーの公開 公開が不十分であり、迅速な対処が必要である。 ◇ 内容、および学生の受け入れ アドミッション・ポリシー、学生の受け入れ方法、および実際の受け入れ状況が、プログラムに学生を受け入れる内容として不十分なところがあるか、または、内容の明記が不十分であり、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 今後の6年間程度安定的に継続する見込みを見いだせない。	◇ アドミッション・ポリシーの公開 公開されていない、または、公開が著しく不十分であるため、学生がプログラム履修生になることを検討する際に重大な影響を及ぼす恐れが高い。 ◇ 内容、および学生の受け入れ アドミッション・ポリシー、学生の受け入れ方法、および実際の受け入れ状況が、プログラムに学生を受け入れる内容として不十分であるか、または、内容が明記されていないため、カリキュラムの運営や履修生の学習・教育到達目標の達成等に重大な影響を及ぼす恐れが高い。
---	--	--	--

2.5 教育環境及び学習支援環境の運用と開示	◇ 教育環境および学習支援環境 適切に整備され運用されている。 ◇ 教員、教育支援体制の構成員、および履修生への開示 それぞれに対し適切な内容が開示されている。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 教育環境および学習支援環境 整備状況または運用状況に不十分な点があり、迅速な対応が必要である。 ◇ 教員、教育支援体制の構成員、および履修生への開示 開示に不十分な状況があり、迅速な対応が必要である。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 教育環境および学習支援環境 整備や運用について、重大な支障があり、カリキュラムの運営や履修生の学習・教育到達目標の達成が困難か、または、運営や達成に悪影響がある。 ◇ 教員、教育支援体制の構成員、および履修生への開示 不十分であるため、環境の利活用が困難か、または、環境の利活用に悪影響が見込まれる。
-------------------------------	--	--	--

基準 3 学習・教育到達目標の達成	下記に記載の要求事項について確認し、基準への適合の度合いを総合的に判定する。		
3.1 学習・教育到達目標の達成	◇ 個々の科目の達成度評価 定められた評価方法と評価基準で適切に実施されていることを、点検・確認している。 ◇ 履修生の学習・教育到達目標の達成の評価 定められた評価方法と評価基準で適切に実施されていることを、点検・確認している。 ◇ 全修了生の学習・教育到達目標の達成 全修了生が学習・教育到達目標を達成していることが、点検・確認されている。 ◇ 継続性 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 個々の科目の達成度評価 主要科目などで一部不十分な状況がある、または、その点検・確認について一部不十分な状況があり、迅速な対応が必要である。 ◇ 履修生の学習・教育到達目標の達成の評価 点検・確認について、一部不十分な状況があり、迅速な対応が必要である。 ◇ 全修了生の学習・教育到達目標の達成 点検・確認について、一部不十分な状況があり、迅速な対応が必要である。 ◇ 継続性 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 個々の科目の達成度評価 主要科目において定められた評価方法と評価基準で行っていない等、個々の科目の達成度評価が不十分である、または、その点検・確認が不十分である、ことにより、カリキュラム全体としての学習・教育到達目標の達成に著しく影響する恐れがある。 ◇ 履修生の学習・教育到達目標の達成の評価 点検・確認が不十分な状況にあり、履修生の学習・教育到達目標の達成に著しく影響する恐れがある。 ◇ 全修了生の学習・教育到達目標の達成 点検・確認が不十分な状況にあり、全修了生が学習・教育到達目標を修了時点で達成していることを確認できない。

3.2 知識・能力 観点から見た修 了生の到達度点 検	◇ 知識・能力観点から見た修了生の到達 全修了生の学習・教育到達目標の達成をつ うじて、知識・能力観点(a)～(i)の内容のす べてが確実に達成されていることが、プロ グラムにより点検・確認されている。 ◇ 継続性 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込み が高い。	◇ 知識・能力観点から見た修了生の到達 プログラムによる点検・確認が一部不足 しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込 みを見いだせない。	◇ 知識・能力観点から見た修了生の到達 ● 点検・確認をプログラムが実施してい ない。 ● 知識・能力観点(a)～(i)の内容の一部 を達成していない履修生が修了生に含 まれる恐れが大きい。
--	--	---	--

基準 4 教育改善	下記に記載の要求事項について確認し、基準への適合の度合いを総合的に判定する。。		
4.1 内部質保証システムの構成・実施と開示	◇ 内部質保証システムの仕組み 基準 1～基準 3 に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証の仕組みが存在し、組織的かつ適切に活動している。 ◇ 社会の要求や学生の要望への配慮・点検 社会の要求や学生の要望に配慮し、かつ、仕組み自体の機能を点検できる機能を含んでいる。 ◇ プログラムに関わる教員への開示 点検の実施内容を適切に開示している。 ◇ 継続性 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 内部質保証システムの仕組み ● 仕組みは存在するが、基準 1～基準 3 に関する点検内容や点検状況が一部不足しており、迅速な対処が必要である。 ● 組織として一部不足しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 社会の要求や学生の要望への配慮・点検 配慮が一部不足している、または、仕組み自体の点検機能が一部不足しており、迅速な対処が必要である。 ◇ プログラムに関わる教員への開示 点検の実施内容の開示が一部不足しており、迅速な対処が必要である。 ◇ 継続性 今後の 6 年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 内部質保証システムの仕組み ● 仕組みが存在しない、または、実質的な活動がなされていない。 ● 仕組みは存在するが、基準 1～基準 3 の一部の要求事項に関する点検内容や点検状況が不十分であり、全修了生が学習・教育到達目標を達成することへの影響が大きい。 ● 仕組みが組織として不十分であることにより、プログラムの教育活動の点検が不適切となっている。 ◇ 社会の要求や学生の要望への配慮・点検 配慮が不十分である、または、仕組み自体を点検する機能が不十分であることにより、プログラムの教育活動の点検内容と点検状況が不適切となっている。 ◇ プログラムに関わる教員への開示 点検の実施内容の開示が不十分であることにより、プログラムの教育活動の点検内容と点検状況が不適切となっている。

4.2 継続的改善	◇ 継続的改善の仕組みの存在 プログラムまたはプログラムの所属する高等教育機関が実施する、基準項目に則した教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組みを持つ。 ◇ 継続的改善活動の実施 その仕組みに基づき、適宜、改善に関する活動を的確に行っている。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 継続的改善の仕組みの存在 教育活動を改善する仕組みを持つが、一部不足しており、迅速な対応が必要である。 ◇ 継続的改善活動の実施 活動が一部不足しており、迅速な対応が必要である。 ◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みを見いだせない。	◇ 継続的改善の仕組みの存在 教育活動を改善する仕組みがないか、または不十分であり、プログラムの継続的改善に支障がある。 ◇ 継続的改善活動の実施 活動がなされていないか、または不十分であり、プログラムの継続的改善に支障がある。
-----------	--	---	--